

●添付書類の提出が省略される手続きの一例

手 続 き	省略可能な添付書類等の一例	担 当 課
子ども医療費助成の申請	課税証明書	町民生活課 ☎ 0224-53-2114
母子父子家庭医療費助成の申請	課税証明書	
児童手当の申請	課税証明書	子ども家庭課 ☎ 0224-53-2251
児童扶養手当の申請	課税証明書	
特別児童扶養手当の申請	課税証明書	
未熟児養育医療の申請	課税証明書	
障害児通所支援の申請（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）	課税証明書	健康福祉課 ☎ 0224-53-2115
障害福祉サービスの申請（居宅介護、短期入所、補装具、自立支援医療など）	課税証明書	
国民健康保険税の課税特例の申請（非自発的の失業者に係る保険税の軽減）	雇用保険受給資格者証	税 務 課 ☎ 0224-53-2113

※上記の手続き以外にも情報連携の本格運用が始まる手続きがありますので、詳細については担当課へご確認ください。

マイナンバーを使用する手続きでは、窓口で「番号確認」と「本人確認」を行います

マイナンバーを使用する手続きでは、マイナンバーの通知カードなどで行う「番号確認」と、運転免許証などで行う「本人確認」を行います。また、写真付きの身分証明書をお持ちでないかたは、健康保険証や介護保険証など2点以上の証明書を提示していただくこととなります。

写真付きの身分証明書として、「マイナンバーカード」を取得すれば、カード1枚で番号確認と本人確認を同時に行うことができます。マイナンバーカードは申請により、初回発行時は無料で取得できます。

マイナンバーカードの申請方法については、担当課までお問い合わせください。

マイナンバーカードを持っている場合
番号確認と本人確認がカード1枚で可能。

※表面で本人確認、裏面でマイナンバーの確認ができます

マイナンバーカードを持っていない場合
番号確認と本人確認を別々の書類で行います。

番号確認

通知カードまたは
住民票（マイナンバー付き）など

本人確認

運転免許証または
パスポートなど

※本人確認の証明書として有効なもの例

- ① 写真付き身分証明書（1点で可）
運転免許証、運転経歴証明書、パスポートなど公的機関が発行した写真付き書類
- ② 写真付きでない場合（2点必要）
健康保険証、介護保険証、年金手帳など、公的機関が発行した通知書などで「氏名と住所」または「氏名と生年月日」が確認できるもの



マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178

◎このページの問い合わせ先／添付書類の提出が省略される手続きに関すること ▶各手続きの担当課へ
マイナンバーカードに関すること ▶町民生活課 ☎ 0224-53-2114
その他制度に関すること ▶企画財政課 ☎ 0224-53-2112

マイナンバー制度による

情報連携の本格運用が始まります！

マイナンバー制度による情報連携（※1）は、平成29年11月中旬に本格運用開始を予定しています。本格運用後は、社会保障や税に関する一部の事務手続きで、これまで提出が必要だった課税証明書などが省略（※2）できるようになり、皆さんの負担が軽減されます。

- ※1 情報連携とは、法律に基づき、異なる行政機関の間で専用のネットワークシステムを用いて情報をやりとりすることです。
- ※2 本格運用開始日および個別の手続きで省略可能な添付書類については、各担当課へご確認ください。

これまで必要だった添付書類を省略することができます

例）課税証明書の添付が必要な手続きの場合

